

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	① 建築確認を要する浄化槽設置費補助申請の場合 ⇒ (1) 及び (2)
<input type="checkbox"/>	② 転換による(建築確認を伴わない)浄化槽設置費補助申請の場合 ⇒ (1) 及び (3)

(1) 浄化槽設置補助申請に係る共通部分

番号	指定様式名	チェック欄	提出書類一覧 ※指定様式がある場合、指定様式を使用すること。	留意事項
1	様式第1号	<input type="checkbox"/>	令和5年度結城市浄化槽設置費補助金交付申請書	補助申請をできる方は浄化槽明細書又は浄化槽設置届出書を提出した方に限ります。
2		<input type="checkbox"/>	設置場所の案内図(住宅地図等)	原則として住宅地図を使用すること。
3		<input type="checkbox"/>	設置浄化槽に排水管接続予定の建築平面図(床面積の明示されているもの。床面積計算表が記載されているものを含む。)	各階ごとの床面積及び合計床面積が記載されていること。また、床面積の計算表を記載すること。
4		<input type="checkbox"/>	配管系統図(住宅から合併処理浄化槽本体及び敷地内外の放流先までの配管等を記したもの。必要に応じて敷地範囲、建物の位置及び形状を記したもの。)	① 敷地内に単独処理浄化槽又はくみ取り槽がある場合は、その位置がわかるように記載すること。 ② 敷地外の第1次放流先の道路側溝又は水路等までの放流ルートが分かる書類も提出すること。※必要に応じて追加記載を求めることがあります。
5	様式第9号	<input type="checkbox"/>	工事見積書の写し	当該様式を使用していること。工事請負業者の押印がなされていること。合併処理浄化槽設置に係る経費と既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去に係る経費が区別されているもの。
6	様式第10号	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し	印紙が貼られているか確認すること。
7	茨城県浄化槽指導要綱様式第6号	<input type="checkbox"/>	茨城県浄化槽指導要綱に規定された標準契約書により委託契約した契約書の写し	① 印紙が貼られていること。 ② 設置場所、浄化槽名が交付決定時又は変更承認時と同一であること。 ③ 保守点検、清掃、法定検査の予定月が記載されていること。 ④ 保守点検料、清掃料及び法定検査手数料が記載されていること。
8		<input type="checkbox"/>	浄化槽設備士免状の写し及び浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し(昭和63年度以前の設備士免状取得者に限る。)	実績報告書提出時と変更が生じないか事前に確認すること。
9		<input type="checkbox"/>	国庫補助指針適合登録証の写し	
10		<input type="checkbox"/>	登録浄化槽管理票(C票)	
11		<input type="checkbox"/>	型式適合認定書(別添仕様書及び図面)	
12		<input type="checkbox"/>	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第13条第1項又は第16条第1項の規定による認定書	
13		<input type="checkbox"/>	二次製品の底盤を使用する場合 仕様書(寸法のわかるもの)	製造者の住所及び名称等の抜けがないか確認すること。また、二次製品の鉄筋の鉄筋径及び鉄筋間ピッチの抜けがないか確認すること。 ※交付申請時に提出がなく、実績報告書提出時に提出する場合は、二次製品出荷証明書(様式第19号)の提出が必要になります。
14		<input type="checkbox"/>	排水処理関係(放流処理の場合) ※以下のいずれかの書類 a 市道又は県道道路占用許可書の写し b 水路等(土木課管轄)に放流する場合 法定外公共物占用許可申請書の写し c 水路等が土木課管轄外の場合で上記a及びbが不要な場合 放流先管理組合等の施設使用承認書等	左記のa、bが必要かどうか市土木課又は他の道路管理者と協議してください。その結果、許可申請が必要と判断された場合には提出が必要になります。
15		<input type="checkbox"/>	排水処理関係(敷地内処理の場合) 敷地内処理装置概要書及び構造図	

番号	指定様式名	チェック欄	提出書類一覧 ※指定様式がある場合、指定様式を使用すること。	留意事項
16	様式第11号	<input type="checkbox"/>	市税納付状況確認に関する同意書（結城市において、納税状況が確認できない場合は、当該市町村の市税に未納がないことの証明書を添付）	① 納税に関して結城市で確認できるものについては、申請者の承諾の上、市収税課で確認します。 ② 申請時に申請者が結城市外在住の場合または、結城市で確認できない場合 居住の市町村の直近の納税証明書を提出してください。 原則として、金額の記載がないものを提出してください。なお、やむを得ない場合、納期限到来分まで未納がないことが確認できるものを提出してください。 ③ 補助申請者が非課税の場合 居住の市町村の非課税証明書を提出してください。 ※本人署名を確認すること。 ※上記②又③の場合は土地の取得状況等により、結城市内に課税がある場合と判断した場合には、結城市の納税証明書を求めることがあります。ご注意ください。
17	様式第12号	<input type="checkbox"/>	所有者又は共有者の承諾書（住宅又は敷地を借りている者又は共有している者に限る。）	① 排水管接続予定の建築物の所有者と補助申請者が異なる場合 ⇒ 所有者又は共有者の承諾が必要となります。 ② 設置場所（敷地）の土地登記事項証明書の所有者が補助申請者以外の場合 ⇒ 土地所有者の承諾が必要となります。 ただし、下記の書類により補助申請者が土地所有者であることが確認できる場合には承諾書は不要とします。 （共有者がいる場合には承諾書は必要） ※農地以外の場合・・・売買契約書、贈与証書（印鑑証明書付） 農地の場合・・・農地法の許可書の写し
18	様式第13号	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽補助金申請に関する誓約書	誓約書の内容を遵守すること。本人署名を確認すること。
19	様式第14号	<input type="checkbox"/>	委任状（申請手続を本人以外が行う場合）	申請代理人と工事請負業者が同一の場合でも、すべての欄に記入すること。
20		<input type="checkbox"/>	債権者登録申請書	① 市指定の様式有 ② 補助金の交付は補助申請者の口座のみとなります。
21		<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて市より提出を指示することがあります。

(2) 建築確認を要する浄化槽設置補助申請の場合

番号	指定様式名	チェック欄	提出書類一覧 ※指定様式がある場合、指定様式を使用すること。	留意事項
1	様式第8号	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽補助事前確認項目	※既存の汚水処理未普及解消に繋がらない新築家屋へ浄化槽を設置する場合は、補助対象外となる。
2		<input type="checkbox"/>	審査機関を経過した建築確認通知書の写し	確認済証の写しだけでなく、第1面から第5面の写しも提出すること。
3		<input type="checkbox"/>	設置場所（敷地）の土地登記事項証明書	法務局又はインターネットでの取得も可 ※申請日より3か月以内のもの（コピー不可）
4		<input type="checkbox"/>	設置場所（敷地）の公図の写し	法務局又はインターネットでの取得も可 ※申請日より3か月以内のもの（コピー不可）

(3) 転換による（建築確認を伴わない）浄化槽設置補助申請の場合

番号	指定様式名	チェック欄	提出書類一覧	留意事項
1		<input type="checkbox"/>	個人番号の記載のない住民票の写し	原則として、浄化槽設置場所と補助申請者の住所が一致すること。（コピー不可）
2		<input type="checkbox"/>	審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し	事前又は補助申請と同時に結城市に提出すること。
3		<input type="checkbox"/>	設置場所（敷地）の建物と土地の所在証明書又は現況証明書	上記（1）3の建築物の平面図の床面積と所在証明書の床面積が著しく異なる場合は、現況証明書を提出すること。（市税務課発行） ※浄化槽を設置する部分だけでなく、建物や配管部分の敷地も必要になります。（コピー不可）
(3-1) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去に係る部分 ※撤去費の補助を受ける場合に限る。				
1		<input type="checkbox"/>	既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽が確認できる写真	現在ある既存の排水処理施設が単独処理浄化槽又はくみ取り槽であることが確認できる写真を提出してください。
(3-2) 宅内配管工事に係る部分 ※宅内配管工事の補助を受ける場合に限る。				
1		<input type="checkbox"/>	既存の配管系統図	配管系統図に既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の現況の位置を記載すること。